

越前町合併処理浄化槽維持管理事業補助金 補助金の申請をしましょう！

☆合併処理浄化槽維持管理事業補助金とは？

住宅に設置されている合併処理浄化槽を管理している方を対象に、年間の維持管理にかかった経費の一部を補助する制度です。以下の条件を全て満たしていれば補助の対象になります。

- ①浄化槽区域内で、合併処理浄化槽(単独浄化槽は対象外)を設置している個人宅である。
- ②設置場所に住所登録がある。
- ③町税等の滞納がない。
- ④年間を通して、適正な維持管理を行った。

☆補助金申請までの流れは？

(1) 1年間(4月～翌年3月まで)で、適正な維持管理を行ってください。

必要な 維持管理	法定水質検査	1回
	保守点検	3回(又は4回)
	清掃	1回

⇒ **すべて行ってください！**

≪注≫他年度の維持管理は対象外です。

ご家庭によっては、年間に必要な回数分の維持管理を受けていない場合があります。一度、各維持管理の専門業者にお問い合わせください。

維持管理業者連絡先

- ・法定水質検査 ⇒(公)北陸公衆衛生研究所 TEL:0776-22-0699
- ・保守点検 ⇒福井県境保全協業組合 TEL:0776-35-4001
- ・清掃 ⇒(有)ニュークリーン公社 TEL:0778-34-5512



(2) 申請書と領収書・結果表を用意しましょう。

申請書に必要な事項を記入し、裏面に維持管理の各領収書を貼り付けてください。記入・貼付け方法は**見本**を参照してください。併せて、法定水質検査(7条又は11条)の結果表(コピー可)を同封してください。

※銀行口座での振り込みの場合は、(お支払額がわかる)通帳の写しを同封してください。

※年度内に実施した分の領収書が次年度以降に発行される場合は、代わりに実施したことがわかる書類(請求書や結果表など)を添付して、後日領収書を提出してください。



(3) 請求書と通帳のコピーを用意しましょう。

請求書に必要な事項を記入し、振込口座の通帳のコピーを用意してください。記入方法は**見本**を参照してください。

※通帳は、金融機関名、本支店名、口座名義人、口座番号がわかるようにコピーしてください。



(4) 書類を確認し、役場に提出してください。

別紙①「**申請書類チェックリスト**」にて、全ての必要書類が揃っているか確認をして、役場住民環境課に提出してください。

※提出方法は、持参または郵送どちらでも構いません。

※提出期限は、毎年**3月末日(役場開庁日)**となります。

☆補助金の計算方法は？

《注》下記の数値は参考例です。各家庭・年度によって金額は異なります。
維持管理と水道使用量を参照する期間は異なります。

(1) 申請書に添付した1年間(4月～翌年3月まで)の維持管理費の合計額を計算します。

7条(水質)検査又は11条(定期)検査	保守点検費	清掃費	維持管理費計
5,500円	29,500円	55,000円	90,000円
(年1回の定期検査※11条の場合)	(年3回又は4回)	(年1回)	...①



(2) 1年間(1月～12月まで)の水道の使用量をもとに仮の下水道使用料金を計算します。

年間の水道使用量は、役場でお調べいたします。

別紙②「下水道使用料相当額早見表」を参考に、月々の水道使用量を当てはめて、年間の下水道使用料相当額を算出します。

1ヶ月の使用水道量が25㎡とすると、早見表より下水道使用料相当額は、3,570円/月
年間の下水道使用料相当額計は、3,570円×12ヶ月＝ **42,840円** ...②

下水道使用料相当額計

※実際は各月の水道使用量を早見表に当てはめて、合算した数値となります。



(3) 維持管理費から下水道使用料相当額を控除し、補助対象額を計算します。

○補助対象額 = 維持管理費計 - 下水道使用料相当額計

① 90,000円 - ② 42,840円 = **47,160円** ...③
補助対象額



(4) 補助対象額から100円未満を切り捨てた額が、補助金額になります。

③ 47,160円から100円未満を切り捨てると **47,100円**
補助金額

◆計算方法については、別紙③「補助金の計算方法」も参考にしてください。

☆他に分からないことや相談したいことがある場合は？

その他わからないことや相談したいことなどございましたら、下記までご連絡ください。

〒916-0192
丹生郡越前町西田中13-5-1
越前町役場 住民環境課
TEL: (0778) 34-8708
FAX: (0778) 34-1235